平成二十一年度	○・○三四
平成二十二年度	○・○二二
平成二十三年度	○・○一三
平成二十四年度	○・○○六

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百三十八万円」を「二百六十五万四千円」に改め、同条第二号中「百五万六千円」を「百七十万四千円」に改める。

別表第一⑵を次のように改める。

⑵　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.026	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域９種地	0.025	Ⅱの地域９種地	0.014
Ⅰの地域８種地	0.024	Ⅱの地域８種地	0.014
Ⅰの地域７種地	0.018	Ⅱの地域７種地	0.013
Ⅰの地域６種地	0.010	Ⅱの地域６種地	0.009
Ⅰの地域５種地	0.007	Ⅱの地域５種地	0.007
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の事務費交付金から適用する。